

2025年1月1日

宝塚タクシーグループ

株式会社 城北タクシー

(貸切バス)

運輸安全マネジメントに関する取組

1. 運輸の安全に関する基本方針

私達、公共の輸送に携わる者は、「輸送の安全確保」が最重要使命であります。車輛の点検整備はもとより全社一丸となって「安全」に対する意識を共有し、その実現を図り、経営者としても法令遵守を基本とした事業運営をしていくことが最優先事項と考えます。宝塚タクシーグループは「お客様の大切な生命を預かる輸送機関」としての責任の重大性を再認識し、更なる「安全最優先」の企業風土の構築を目指し、以下の点を実行する事を誓い、ここに「輸送の安全に関する基本方針」を策定します。

- ① 関係法令を遵守する。
- ② 安全最優先の企業風土を構築し維持する。
- ③ 安全管理体制の継続的改善等を実施する（PDCAによるマネジメント）

2. 輸送の安全に関する重点施策

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び、安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

3. 輸送の安全に関する計画

・計画

年間教育計画により乗務員に対する教育を実施。春、秋の全国交通安全運動及び、夏の事故防止運動に合わせ、事故防止運動を重点的に実施。また、日々の点呼において、安全運転目標を唱和させ、毎日の安全運転の向上に努めてまいります。

経営トップの安全に対する意識を速やかに効率的に伝達する為に、あらゆる情報収集を効率的に行い、安全運転の為に内部チェックを年1回、事故防止委員会を年2回開催してまいります。

・実施

安全運転支援ツールとして、ドライブレコーダー・デジタルタコグラフを導入しております。

【ドライブレコーダーの導入について】

宝塚タクシーグループでは、より安全運行・接客サービスの向上の為、平成22年9月から、ドライブレコーダーを導入しております。ドライブレコーダーの導入により、事故が発生した場合の原因究明や事故防止対策、安全教育への活用など安全に対する取り組みをより強化してまいります。

【ドライブレコーダーの効果】

・運転態度の改善

ドライブレコーダーを取り付ける事で「記録されている」という事から、乗務員に安全運転の意識を向上させることができます。また、ドライブレコーダーに記録された映像を活用する事によって、乗務員の安全運転指導等を行うこともできます。

・接客サービスの再確認

室内カメラの活用により、従業員の接客サービスの再確認が行えます。

・事故処理の迅速化

記録された映像を参考にして、事故処理の迅速化を図ることができます。

・エコドライブの推進

安全運転をすることはエコドライブ(省エネ)運転にもつながります。安全運転を推進しながら、エコドライブの推進も行うことができます。

4. 輸送の安全に関する教育及び研修

年間教育計画を作成し、これに基づいた指導教育を行い輸送の安全確保に向けた意識の向上を図る。

【年間教育計画項目】

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構え
- ② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ 事業用自動車の構造上の特性
- ④ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ⑤ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ⑥ 運行する経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑨ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ⑩ 健康管理の重要性
- ⑪ 異常気象時における対処方法

- ⑫ 非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い
- ⑬ 安全装置を備える自動車の運転方法
- ⑭ ドライブレコーダーを利用した運転特性に応じた安全運転

- ・ドライブレコーダー映像を活用して危険予知能力を高め、運転意識の向上を図る。
- ・初任運転者は適性診断の結果を基に教育指導する。
- ・高齢運転者は適齢診断を2年に1回受け、結果を基に教育指導をする。
- ・事故惹起者は適性診断の結果を基に教育指導をする。
- ・特定乗務員へ救命救急講習を2年に1回受講させる。
- ・運行管理者に2年に1回の一般講習を受講させる。
- ・整備管理者に2年に1回の一般講習を受講させる。
- ・運輸安全マネジメントセミナーを受講する。

5. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

2025 年度の安全目標

- ① 常に危険を予知し、「かもしれない運転」を心掛ける
- ② 「前車よりさらに前の道路の状況」や「対向車線の状況」にも注意！
- ③ 駐車場構内は特に、徐行運転を！

死亡事故・・・0件

重大事故・・・0件

対人事故・・・0件

対物事故・・・0件

2024 年度の安全目標

死亡事故・・・0件 ※達成

重大事故・・・0件 ※達成

対人事故・・・0件 ※達成

対物事故・・・1件 ※不達成

6. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故の統計

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第5条第2項又は第3号に掲げる損害を受けた者をいう）を生じたもの	0
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じたもの	0
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0
全各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0
総件数	0

7. 安全統括管理者情報

（道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規定に基づく）

安全統括管理者届出年月日：令和元年8月16日

安全統括管理者選任年月日：令和元年8月16日

安全統括管理者氏名：信原 賢一

8. 事業用自動車の運行管理者、整備管理者に係る情報

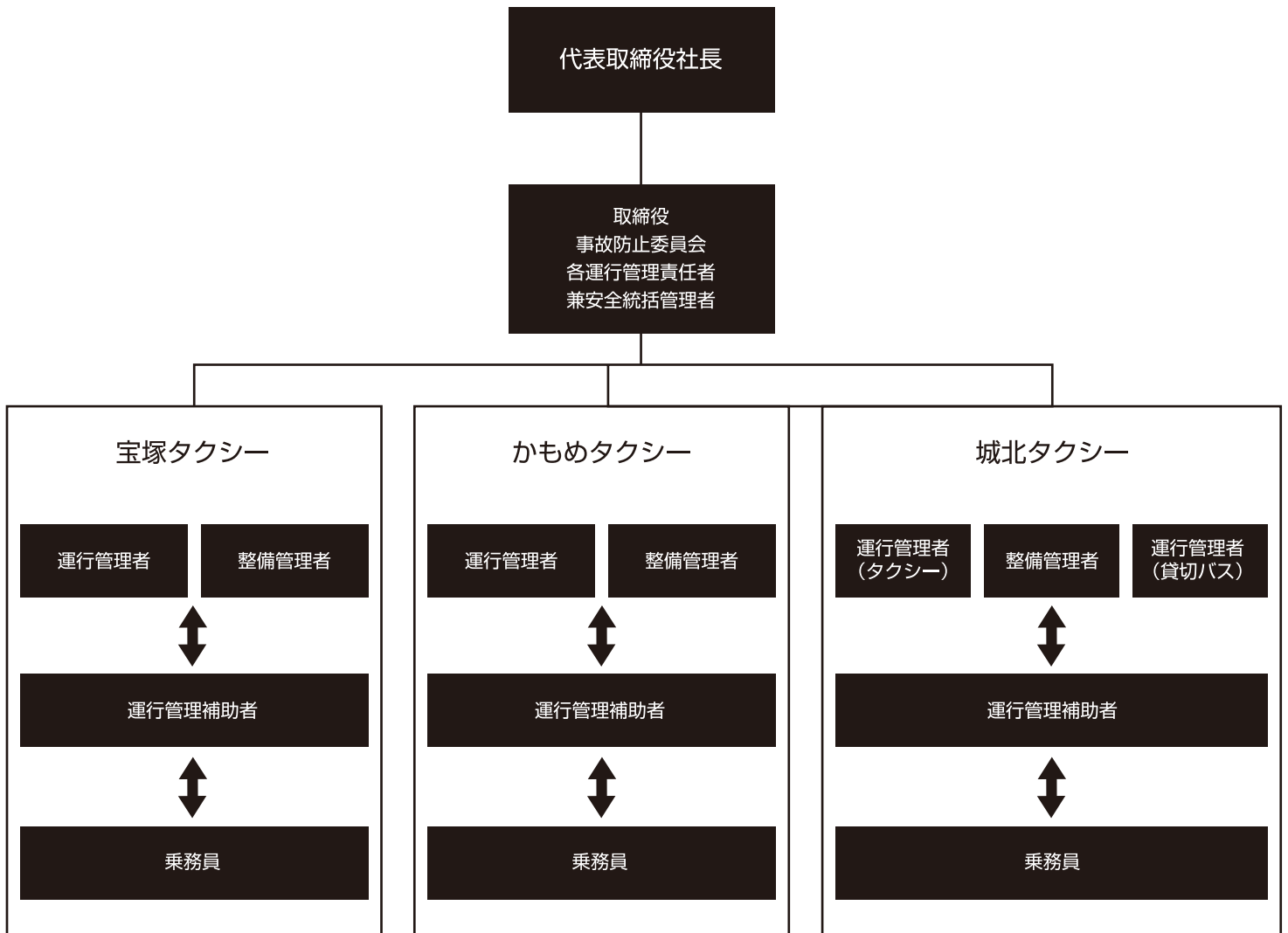
運行管理者 2名 整備管理者 2名

9. 輸送の安全に関する内部監査の結果及び改善措置

安全管理規定第15条に基づき、令和4年度中に内部監査を実施し、大きな指摘事項は無く、輸送の安全に関する業務が適切に行われていることを確認しました。

引き続き、2025年度も内部監査を継続して実施し、輸送の安全に努めます。

安全運行管理体制



事故災害発生時報告連絡体制

